

役員等費用弁償規程

社会福祉法人 厚沢部福社会

社会福祉法人厚沢部福祉会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚沢部福祉会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条における役員等は、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員、運営協議会委員及び理事長から依頼された者とする。

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会の出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 行政機関による指導監査等の立会
- (5) 評議員選任・解任委員会の出席
- (6) 運営協議会の出席
- (7) その他理事長が必要と認めた業務
 - 理事役員協議会等の出席
 - 地域密着型特別養護老人ホームやまぶき運営推進委員会の出席
 - 苦情対策第三者委員会の出席
 - 研修会参加は旅費支給※第5条に規定

(費用弁償)

第4条 前条の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	日 額
厚沢部町に居住する役員等	3,000円
その他の者	5,000円

2 費用弁償額において交通費が伴う場合は、役員等の居住地を起点とし、社会福祉法人厚沢部福祉会旅費規程により計算した額を実費分として支給する。

(研修等の旅費)

第5条 役員等が研修会及び視察等の業務のため旅行する場合の旅費支給については、社会福祉法人厚沢部福祉会旅費規程を準用する。

(適用除外)

第6条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

第7条 この規程に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。